

2 0 2 7 年度②

刑 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法②

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、【設問】について答えなさい（特別法違反の点は除く。）。

【事例】

- (1) XはVが、数字選択式宝くじであるロト6に必ず当選する特別抽選に選ばれたことによりその当選金を受け取ることができると誤信しているのに乗じ、同人から現金をだまし取ろうと考え、3月16日頃、P市内所在のV方にいた同人に対し、真実は同人が特別抽選に選ばれた事実はなく、契約に違反した事実も違約金を支払う必要もないのにあるように装い、A会社のBを名乗り、電話で、「Vさんの100万円が間に合わなかったので、立て替えて100万円を私が払いました。」「Vさんじゃない人が送ったことがC銀行にばれてしまい、今回の特別抽選はなくなりました。不正があったので、C銀行に私とVさんで297万円の違約金を払わないといけなくなりました。違約金を払わないと今度の抽選にも参加できないので、半分の150万円を準備できますか。」などとうそを言って現金150万円の交付方を要求し、Vをして、違約金を支払う必要があり、違約金を支払えばロト6に必ず当たる特別抽選に参加できる旨誤信させ、Q市内所在の空き部屋に現金150万円を配送させて、受取人であるDのふりをして配送業者から受け取る方法により、現金をだまし取ろうとした。
- (2) その後、Vは、うそを見破り、警察官に相談してだまされたふり作戦を開始し、現金が入っていない箱を指定された場所に発送した。甲は同月24日以降、だまされたふり作戦が開始されたことを認識せずに、Xから報酬約束の下に荷物の受領を依頼され、それが詐欺の被害金を受け取る役割である可能性を認識しつつこれを引受け、同月25日、Q市内の空き部屋で、Vから発送された現金が入っていない荷物を受領した。

【設問】

【事例】において、Xの行為に詐欺未遂罪が成立することを前提として、甲の罪責を論じなさい。

Ⅱ 次の【事例1】および【事例2】のそれぞれについて、下線部に留意しながら、甲と乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

【事例1】

A町役場市民課調査係長の職にある甲は、自宅の改築資金に充てるためにB銀行とローン契約を結ぶに際し、印鑑証明書が必要となったことから、これを自ら作成しようと考えた。甲は、同課の事務室内に備え付けてあるコンピュータを利用し、申請書を提出して手数料を納付するという正規の手続を経ずに、町長名義の印鑑証明書用紙が表示された画面に、甲の氏名、生年月日、住所を入力の上、町がデータで保管している登録済みの甲の印影を印影欄に表示させてプリントアウトし、町長の公印を押捺して、B銀行の融資係職員Cに手交した。A町では、印鑑証明書の決裁は、町長から市民課長に委任され、同課長の専決事項とされていたが、実際には同課長が1日分の申請書を一括して、印鑑証明書発行の翌朝に決済しており、慣行上も、市民課に所属する甲を含む数名の職員全員が、町役場における印鑑証明書の作成発行を行う権限を有していた。甲の上記印鑑証明書についても、正規の申請があれば、当然に印鑑証明書が交付されるはずのものであった。

【事例2】

D町役場市民課市民係長の職にある乙は、自宅の改築資金に充てるためにE銀行とローン契約を結ぶに際し、印鑑証明書が必要となったことから、これを自ら作成しようと考えた。乙は、同課の事務室内に備え付けてあるコンピュータを利用し、申請書を提出して手数料を納付するという正規の手続を経ずに、町長名義の印鑑証明書用紙が表示された画面に、乙の氏名、生年月日、住所を入力したが、登録印を紛失してしまっていたので、無登録の手持ちの認印の印影をスキャナーで取り込み、その画像を印影欄に表示させてプリントアウトし、町長の公印を押捺して、E銀行の融資係職員Fに手交した。D町では、印鑑証明書の決裁は、町長から市民課長に委任され、同課長の専決事項とされていたが、実際には同課長が1日分の申請書を一括して、印鑑証

明書発行の翌朝に決済しており、慣行上も、市民課に所属する乙を含む数名の職員全員が、町役場における印鑑証明書の作成発行を行う権限を有していた。